（控除又は還付を受けようとする揮発油税額及び地方揮発油税額の計算に関する書類）

第四十六条の二十二　法第八十九条第八項に規定する計算に関する書類として政令で定める書類は、第四十六条の十八に規定する書類に基づき、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　控除対象揮発油の次に掲げる区分及び当該区分ごとの数量

イ　バイオエタノール等揮発油

ロ　イに掲げるもの以外の控除対象揮発油

二　法第八十八条の七第一項のエタノールの数量に相当する数量として前号イの数量に財務省令で定める数値を乗じて得た数量

三　第一号イの数量から前号の数量を控除した数量に百分の一・三五を乗じて得た数量

四　第一号ロの数量に百分の一・三五を乗じて得た数量

五　第一号イの数量から第二号及び第三号の数量を控除した数量並びに第一号ロの数量から前号の数量を控除した数量の合計数量

六　前号の合計数量により算定した揮発油税超過額

七　その他参考となるべき事項

2　前項の規定は、法第八十九条第十一項において読み替えて準用する地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）第九条第三項の規定により法第八十九条第八項の規定が準用される場合における地方揮発油税に係る当該書類について準用する。

（所持数量等届出書の記載事項）

第四十六条の二十三　法第八十九条第九項に規定する政令で定める事項は、第四十六条の十八各号に掲げる事項とする。

（輸入揮発油に係る承認の申請）

第四十六条の二十四　法第八十九条第十三項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称

二　承認を受けようとする場所の所在地及び名称

三　その他参考となるべき事項

2　国税庁長官は、法第八十九条第十三項の承認をする場合にはその旨を、同項の承認を与えない場合にはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

（課税対象揮発油の手持品課税に係る申告等）

第四十六条の二十五　法第八十九条第十九項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申告者の住所及び氏名又は名称

二　課税対象揮発油（法第八十九条第十八項に規定する課税対象揮発油をいう。第四十六条の二十七において同じ。）の貯蔵場所の所在地及び名称

2　揮発油税法施行令第三条第二項から第四項までの規定は、前項の申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合について準用する。

（エタノールの数量に相当する数量）

第四十六条の二十六　法第八十九条第十九項第二号に規定する政令で定める数量は、同項第一号イの数量に財務省令で定める数値を乗じて得た数量とする。

（税務署長の確認に係る申請等）

第四十六条の二十七　法第八十九条第二十三項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該課税対象揮発油が同条第十八項の規定による揮発油税及び地方揮発油税を課された、又は課されるべきものであることを証明した書類（次項において「手持品課税対象証明書」という。）で当該課税対象揮発油につき同条第十八項の規定の適用を受けた者を通じて同条第十九項の税務署長から交付を受けたものを添付し、これを同条第二十三項の税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称

二　当該製造場の所在地及び名称

三　当該課税対象揮発油を当該製造場に戻し又は移送した者の住所及び氏名又は名称

四　当該課税対象揮発油の次に掲げる区分及び当該区分ごとの数量

イ　バイオエタノール等揮発油

ロ　イに掲げるもの以外の課税対象揮発油

五　当該課税対象揮発油につき法第八十九条第十八項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又は名称並びにその適用を受けた時における当該課税対象揮発油の貯蔵場所の所在地及び名称

六　その他参考となるべき事項

2　前項に規定する手持品課税対象証明書の交付を受けようとする法第八十九条第十八項の規定の適用を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を同条第十九項の税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称

二　当該課税対象揮発油につき法第八十九条第十八項の規定の適用を受けた時における当該課税対象揮発油の貯蔵場所の所在地及び名称

三　当該課税対象揮発油の次に掲げる区分及び当該区分ごとの数量

イ　バイオエタノール等揮発油

ロ　イに掲げるもの以外の課税対象揮発油

四　当該課税対象揮発油の製造者の住所及び氏名又は名称並びに当該課税対象揮発油の戻入れ又は移入に係る揮発油の製造場の所在地及び名称

五　その他参考となるべき事項

3　第一項の申請書の提出を受けた税務署長は、法第八十九条第二十三項の確認をしたときは、当該確認の内容を記載した書類により、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

（財務省令への委任）

第四十六条の二十八　第四十六条の十八から前条までに定めるもののほか、法第八十九条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第四十七条の三第二項第一号中「（法第八十八条の五に規定する揮発油をいう。以下第四十八条の五までにおいて同じ。）」を削る。

第四十七条の八第三項中「（法第八十九条の四第三項において準用される場合を含む。）」を削る。

第四十七条の九中「第八十九条の三第六項」を「第八十九条の三第七項」に、「第八十九条の四第三項」を「第八十九条の四第五項」に改める。

第四十七条の十第二項中「第八十九条の四第二項」を「第八十九条の四第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　揮発油税法施行令第五条の二第六項の規定は、法第八十九条の四第二項の規定により揮発油税法第十四条第七項の規定が準用される場合における当該記載事項について準用する。

第四十八条の三中「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に、「第九十条の二第三項」を「第九十条の二第五項」に改める。

第四十八条の四第二項中「第九十条の二第二項」を「第九十条の二第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　揮発油税法施行令第五条の二第六項の規定は、法第九十条の二第二項の規定により揮発油税法第十四条第七項の規定が準用される場合における当該記載事項について準用する。

第四十八条の六第五項中「第九十条の四第四項ただし書」を「第九十条の四第六項ただし書」に改める。